

東庄病院介護医療院 通所リハビリ（介護予防通所リハビリ） 重要事項説明書

1. 東庄病院介護医療院 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業の概要

事業所名称	東庄町国民健康保険東庄病院 介護医療院
事業所所在地	千葉県香取郡東庄町石出2692番地15
介護保険指定事業者番号	12B3000025
連絡先 相談担当者名	(電話 0478-86-1177・FAX0478-86-1182) (東庄病院事務局事務職員又はリハビリ部門職員)
事業所の通常の事業の実施地域	東庄町、銚子市の一部（宮原町、桜井町、諸持町）
利用定員	(10名)

2. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	通所リハビリテーション（ <u>介護予防通所リハビリテーション</u> ）は、要介護状態（ <u>要支援状態</u> ）と認定された利用者に対し、通所リハビリテーション（ <u>介護予防通所リハビリテーション</u> ）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営の方針	通所リハビリテーション（ <u>介護予防通所リハビリテーション</u> ）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が <u>可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができる</u> よう在宅ケアの支援に努める。
サービスの質の向上のための対策	① 定期的に研修に参加します ② 業務体制の整備に努めます

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時～午前10時30分

4. 事業所の職員体制

職	人数	職務内容
管理者	常勤1名	施設の管理統括
医師	常勤1名	利用者の医学的な健康管理指導等を行います。
理学療法士、 作業療法士	常勤4名	利用者の心身の状況及び生活環境等をふまえて、通所リハビリ計画書を作成し、医師の指示の下、必要に応じ日常生活を送る上で必要な機能訓練を行う。
介護職員	非常勤4名	利用者の状態に応じ、自立を促す適切な介護を行います。
運転手	非常勤2名	利用者の自宅から東庄病院の送迎を行います。
事務職員	常勤1名	各介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

5. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 通所リハビリテーションのサービス内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)が作成した居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を作成します。
利用者居宅への送迎		事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、利用者が家族送迎を希望の場合はこの限りではない。
リハビリ 及び 日常生活 動作練習	個別リハビリテーション	利用者の状態に応じた個別リハビリを(20分以上)行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
(通所リハビリテーションの場合)	リハビリテーションマネジメント (原則として、利用者全員が対象となります。)	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成します。利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がリハビリテーションを行い、利用者の状況を定期的に記録します。 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直します。 指定居宅介護支援事業者を通じて、指定訪問介護事業その他の指定居宅サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達します。
(通所リハビリテーションの場合)	短期集中個別リハビリテーション	利用者に対して、集中的に指定通所リハビリテーションを行うことが、身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に行います。 退院(退所)日から起算して3か月以内の期間に行うときは、1週間につき概ね2回以上、1回あたり40分以上の個別リハビリテーションを行います。

(2) 通所リハビリテーション利用料及び利用者負担額（介護保険適応の場合）

サービス提供時間数						1 時間以上 2 時間未満		
						利用料 (1 日当り)	利用者 負担額 (1 割)	利用者 負担額 (2 割)
基 本 単 位								
要介護 1	通	常	規	模	型	3, 690 円	369 円	738 円
要介護 2	通	常	規	模	型	3, 980 円	398 円	796 円
要介護 3	通	常	規	模	型	4, 290 円	429 円	858 円
要介護 4	通	常	規	模	型	4, 580 円	458 円	916 円
要介護 5	通	常	規	模	型	4, 910 円	491 円	982 円

	加算	利用料	利用者 負担額 (1 割)	利用者 負担額 (2 割)	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	理学療法士等体制強化	300 円	30 円	60 円	短時間リハビリテーション（1 時間以上 2 時間未満）を実施した日数
	リハビリテーションマネジメント (同意日の属する月から 6 ヶ月以内) (同意日の属する月から 6 ヶ月起)	5,600 円 2,400 円	560 円 240 円	1,120 円 480 円	1 月に 1 回算定
	短期集中個別リハビリテーション	退院（退所）日 又は認定日から 起算して 3 月以内 1,100 円	110 円	220 円	短期集中個別リハビリテーションを実施した日数
	サービス提供体制(Ⅲ)	60 円	6 円	12 円	サービス提供日数
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 53/1000	左記の 1 割	左記の 2 割	1 月当たり

(3) 介護予防通所リハビリテーション利用料及び利用者負担額（介護保険を適用する場合）

サービス 提供区分		介護予防通所リハビリテーション費 (要支援 1)		介護予防通所リハビリテーション費 (要支援 2)	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
利用者負担割合	1 割	22,680 円/月	2,268 円/月	42,280 円/月	4,228 円/月
	2 割		4,536 円/月		8,456 円/月

各種加算について

要支援度による 区 分	加 算	利用料	利用者 負担額 (1 割)	利用者 負担額 (2 割)	算定回数
あ り	サービス提供強化加算(Ⅲ) 要 支 援 1 要 支 援 2	240 円 480 円	24 円 48 円	48 円 96 円	1 月に 1 回
な し	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数19/1000	左記の 1 割	左記の 2 割	1 月当たり

(4) 精算及び支払い方法

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	病院窓口会計に月末までにお支払いをお願いいたします。

6. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「通所リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「通所リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 事業所の従業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

8. 非常災害対策について

- (1) 防災設備 非常通報装置・自動火災通報装置・防災扉装置
- (2) 防災訓練 毎年実施しております。その際にご協力お願いいたします。
- (3) 防災対応 防災計画に基づき対応いたします。

9. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) （事業所内）事業所又は病院事務局に電話、文書等で申し出することができます。
- (2) （事業所外）居住地である市町村役場の介護保険担当課等に申し出することができます。

【事業者の窓口】	所在地：千葉県香取郡東庄町石出 2692 番地 15 電話 0478-86-1177・FAX0478-86-1182 受付時間：月～金曜日の午前 8：30～午後 5 時 病院事務局職員もしくはリハビリ職員まで
【市町村（保険者）の窓口】	利用者の居宅がある市町村（広域連合）の介護保険担当部署

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

家族緊急連絡先
主治医連絡先：

11. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	事業所名	東庄町国民健康保険東庄病院 介護医療院
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印